

執筆者:

E-mail [☑](#) [ラース・マーケルト](#)

E-mail [☑](#) [石戸 信平](#)

E-mail [☑](#) [マイケル・マルティネス](#)

1. 英国の CPTPP 加盟

このたび、英国が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」)に参加しました。英国について CPTPP が発効するのは 2024 年後半と見込まれています¹。2018 年に CPTPP が署名されて以来、英国は新規の参加国であり、欧州の国家として「環太平洋」地域をはるかに超えたところに位置しているため、注目に値します。

2023 年 7 月 16 日、英国は CPTPP への参加を可能にする条約に正式に署名したと発表しました。同日、CPTPP の寄託国であるニュージーランドの首相は、英国の加盟により「成長と回復のための経済的機会がさらに増大するだろう」とコメントしています。

CPTPP の公式ウェブサイトには、英国と CPTPP 加盟国が 2023 年 7 月 16 日に [CPTPP への英国の加盟に関する議定書](#)(以下「加盟議定書」)に署名し、英国と CPTPP 締約国全てが批准した後、又は英国と CPTPP 締約国の過半数が批准した場合は 15 ヶ月後に発効すると明記されています²。英国には [加盟議定書を受諾するための](#) 12 ヶ月の期間が認められており、プレスリリースによれば、この期間に英国議会による加盟議定書の精査も行われることとなります。

CPTPP には、2017 年に米国が協定からの離脱を決定したことで頓挫した環太平洋パートナーシップ協定(TPP)を起源とする、やや波乱含みの歴史があるものの、現在までに、CPTPP の原加盟国 11 カ国全て³が CPTPP を批准しています⁴。一部の締約国は、投資家対国家の仲裁の適用除外に関するサイドレターを締結しています。CPTPP の歴史と投資家対国家の紛争解決(以下「ISDS」)制度について、本ニューズレターの著者がより詳しく解説したものが、「The Investment Treaty Arbitration Review」の [CPTPP の章](#)に掲載されていますので、ご参照いただければ幸いです。

2. 英国の加盟と投資保護・ISDS

英国の CPTPP 発効により、英国とブルネイ及び日本との間の投資は、従来は存在しなかった包括的な投資条約による保護と ISDS の恩恵を受けることとなります⁵。なお、CPTPP の投資保護・自由化規律及び ISDS の適用に関しては、次の点に留意が必要です。

¹ [UK Gov Website](#); for additional reading, see [the IAREporter article](#).

² 加盟議定書 21.1 条及び 21.2 条。 [ニュージーランド政府のウェブページ](#)。

³ CPTPP の原署名国は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムの 11 カ国です。

⁴ [Australian Department of Foreign Affairs and Trade website on the CPTPP](#).

⁵ 日本と英国との間には、エネルギー憲章条約(Energy Charter Treaty、両国について 2002 年に発効)及び日英包括的経済連携協定(Japan-UK CEPA、2021 年発効)が発効していますが、前者はエネルギー分野の投資のみに適用され、後者は投資保護規律及び ISDS を含まない協定です。

まず、英国とCPTPP加盟国が署名した加盟議定書には、ガーンジー管区、ジャージー管区、マン島に関するCPTPP投資章の適用例外が含まれています⁶。

もう1つの注目すべき例外は、(i)2021年国家安全保障及び投資に関する法律(National Security and Investment Act 2021)に基づき、又は(ii)2002年企業法(Enterprise Act 2002)第3部に基づき公益を理由に、合併や買収の阻止に関して英国政府が下した決定を、CPTPPのISDS及び国家間紛争解決条項から除外していることです⁷。さらに、加盟議定書では、英国のビジネス・貿易省の事務次官室が、CPTPPのISDSに関連する紛争に関する通知やその他の文書の送達を行う機関として指定されています⁸。

なお、英国は以前から、CPTPPのISDS条項は自国とオーストラリア及びニュージーランドとの間の投資には適用されないと表明しており、既にこれらの国との間でサイドレター⁹を締結しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁶ 加盟議定書 2.2 条。

⁷ 加盟議定書 6.2 条。

⁸ 加盟議定書 6.1 条。

⁹ 2023年7月16日付オーストラリアとの間のサイドレター([UK to AUS](#) / [AUS to UK](#))及びニュージーランドとの間のサイドレター([UK to NZ](#) / [NZ to UK](#))。